

改正 平成22年5月26日
平成27年3月18日

平成24年3月21日
平成29年2月22日

(目的)

第1条 学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）は、学園のすべての学生、生徒、園児、職員等及び役員等（以下「学園に関わるすべての者」という。）の人権を尊重し、個人の尊厳を確保するとともに、適切かつ良好な修学環境、研究環境及び職場環境（以下「修学環境等」という。）を実現するため、学園から一切のハラスメントを排除する。

2 この規則は、学園におけるハラスメントに関する総合的施策の策定及び実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「ハラスメント」とは、次の各号に定める行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手に不快感を与え、自身の尊厳を傷つけられたと感じさせる行為、性的言動に対する相手の対応に基づき不利益を与える行為、又は修学環境等を悪化させる行為

(2) アカデミック・ハラスメント

教育、研究及び就労における権力又はその優越的な地位を利用して、相手の意に反する不適切で不当な言動により、不利益若しくは不快感を与え、又は修学環境等を悪化させる行為

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位又は人間関係等の教育研究現場内又は職場内の優位性を背景に、指導又は業務の適正な範囲を越えて、精神的・身体的苦痛を与え、又は修学環境等を悪化させる行為

(4) 妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント

妊娠、出産、育児及び介護を理由とした不利益な取扱い、又はこれらに関する言動により、修学環境等を悪化させる行為

(5) その他のハラスメント

前各号に定めるもののほか、国籍、人種、出身、宗教、思想・信条、年齢、性別、障がい、性格、性的指向、性自認及び容姿等の個人的な属性を理由に、相手を差別する言動により、不利益若しくは不快感を与え、又は修学環境等を悪化させる行為

2 前項に定めるハラスメントを行っていないにもかかわらず、ハラスメントをしたとして指弾したり、その噂を流布すること等も、ハラスメントに含むものとする。

(ハラスメントの禁止等)

第3条 学園に関わるすべての者は、前条に定めるハラスメントに該当する行為をしてはならない。

2 学園に関わるすべての者は、ハラスメントに関する相談又は申立てをしたことを理由として、脅迫、威圧、報復その他の不利益な取扱いを受けない。

3 学園に関わるすべての者は、ハラスメントを受けたと主張してその救済を求めようとする者を、いたずらに紛争を起こす者として不当に扱ってはならず、その者の人権を尊重しなければならない。

4 学園に関わるすべての者は、ハラスメントを行ったとされた者について、そのような指摘だけで、その者が実際にハラスメントにあたる行為を行ったと断定するなど、不当な取扱いをしてはならない。

(ガイドラインの制定)

第4条 ハラスメントを防止するための具体的な施策等については、ハラスメントに関する指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）に定める。

2 学園に関わるすべての者は、ガイドラインの定めを遵守しなければならない。

(防止委員会の設置)

第5条 学園は、ハラスメントの発生防止及びハラスメントにかかわる問題解決のための総合的施策を策定し、実施するため、ハラスメント防止委員会を設ける。

2 ハラスメント防止委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、ハラスメント防止委員会規程の定めるところによる。

(問題調整等委員会の設置)

第6条 学園は、ハラスメントにかかわる具体的事案を調査し、必要な対応を行うため、ハラスメント問題調整等委員会を設ける。

2 ハラスメント問題調整等委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、ハラスメント問題調整等委員会規程の定めるところによる。

(懲戒処分に関する手続)

第7条 理事長は、第3条第1項違反を理由とする懲戒処分(学校法人大東文化学園就業規則による嚴重注意若しくは学校法人大東文化学園職員懲戒規程による懲戒(第60条に定める就業の差止めを除く。)、大東文化大学学生懲戒処分規程による懲戒及び大東文化大学第一高等学校学則による懲戒をいう。)及びそのための手続を行う場合には、当該事案をハラスメント問題調整等委員会に調査及び調整等を付託しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと判断したときは、この限りでない。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、学園各附設校の長の意見を聴取した上で、理事会がこれを行う。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月26日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月18日)

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則(平成29年2月22日)

この規則は、平成29年4月1日より施行する。